

三重県建築基準条例

昭和46年 7月27日

三重県条例第35号

改正	昭和46年12月24日三重県条例第50号	昭和52年12月23日三重県条例第42号
	昭和62年20月 6日三重県条例第31号	平成 4年 3月27日三重県条例第22号
	平成 5年 3月26日三重県条例第 9号	平成 6年 3月29日三重県条例第20号
	平成 7年 7月 5日三重県条例第34号	平成12年10月13日三重県条例第82号
	平成12年12月26日三重県条例第86号	平成13年 7月 3日三重県条例第59号
	平成16年 3月23日三重県条例第27号	平成17年10月21日三重県条例第78号
	平成19年 3月20日三重県条例第 5号	平成25年 3月29日三重県条例第49号
	平成27年 3月27日三重県条例第26号	平成28年 3月22日三重県条例第22号
	平成28年 7月 7日三重県条例第49号	平成30年 3月22日三重県条例第28号
	平成30年10月17日三重県条例第77号	令和元年10月25日三重県条例第23号
	令和5年3月20日三重県条例第14号	令和6年3月25日三重県条例第18号

目 次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 災害危険区域（第4条・第5条）

第3章 建築物の敷地及び構造

第1節 通則（第6条—第7条の2）

第2節 学校（第8条・第9条）

第3節 劇場等（第10条—第17条の3）

第4節 マーケット（第18条）

第5節 公衆浴場（第19条）

第6節 ホテル及び旅館（第20条・第21条）

第7節 長屋、共同住宅、寄宿舍、下宿及び児童福祉施設等（第22条—第24条）

第8節 制限の特例（第25条）

第4章 工作物（第26条）

第5章 罰則（第27条・第28条）

附 則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条、第40条（第88条第1項において準用する場合を含む。）、第43条第3項及び第56条の2第1項の規定に基づき、災害危険区域の指定及びその区域内における建築物の建築に関する制限、建築物その他の工作物の敷地及び構造に関する制限の附加、建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の附加並びに日影による中高層の建築物の高さの制限区域等に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和46年条例50号・52年42号・平成30年77号〕

(用語の定義)

第2条 この条例の用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）の定めるところによる。

(適用の除外)

第3条 建築主事を置く市町が、法第39条、第40条（第88条第1項において準用する場合を含む。）、第43条第3項又は第56条の2第1項の規定に基づき条例を定めたときは、当該市町の区域内においては、この条例の関係規定は、適用しない。

2 第7条、第10条及び第22条の規定は、都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物の敷地については、適用しない。

一部改正〔昭和46年条例50号・平成13年59号・16年27号・17年78号・30年77号〕

第2章 災害危険区域

追加〔昭和46年条例50号〕

(災害危険区域)

第4条 法第39条第1項の災害危険区域（以下「災害危険区域」という。）は、関係市町長の意見を聴いて、知事が指定する。

2 災害危険区域は、当該災害危険区域内の地形及び地質並びに現存する建築物の状況に応じて、第一種災害危険区域及び第二種災害危険区域とする。

3 知事は、災害危険区域の指定をするときは、当該災害危険区域を公示するとともに、関係市町長に通知しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

4 災害危険区域の指定又は廃止は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

追加〔昭和46年条例50号〕、一部改正〔平成6年条例20号・17年78号〕

(建築制限)

第5条 第一種災害危険区域においては、住居の用に供する建築物は、建築してはならない。

2 第二種災害危険区域においては、住居の用に供する建築物は、鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造等の堅固な構造で建築しなければならない。

3 前2項の規定は、地盤のかさ上げ、擁壁の設置等災害防止上有効な措置を講ずる場合には、適用しない。

追加〔昭和46年条例50号〕、一部改正〔平成16年条例27号・30年28号〕

第3章 建築物の敷地及び構造

全部改正〔昭和46年条例50号〕

第1節 通則

(崖に近接する建築物)

第6条 建築物の敷地が高さ2mを超える崖（勾配が30度を超える傾斜地をいう。以下この条において同じ。）に近接する場合には、当該敷地が崖の上にあるときにあつては崖の下端から、崖の下にあるときにあつては崖の上端から当該敷地に建築する建築物との間に、当該崖の高さの2倍以上の水平距離を保たなければならない。ただし、当該崖が宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第8条第1項第二号及び第9条から第12条まで若しくは第17条の規定に適合する擁壁で覆われている場合又は土質試験等に基づき崖崩れ等による被害を受けるおそれのない場合は、この限りでない。

追加〔昭和46年条例50号〕、一部改正〔平成6年条例20号・16年27号・25年49号・令和5年14号〕

(敷地の路地状の部分の幅員)

第7条 法第43条第3項第一号から第四号までに規定する建築物の敷地が路地状の部分により道路に接する場合においては、その幅員は、次の表に定めるところによらなければならない。ただし、建築物の用途、規模及び構造又はその周囲の状況により避難上及び通行の安全上支障がない場合には、この限りでない。

路地状の部分の長さ	路地状の部分の幅員
15m以上 25m未満	2.5m以上
25m以上	3m以上

一部改正〔昭和46年条例50号・平成16年27号・30年77号〕

(日影による中高層の建築物の高さの制限区域等)

第7条の2 法第56条の2第1項の規定により日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定する区域は、次の表の第1欄に掲げる区域とし、同項の規定により法別表第4の4の項イ又はロのうちから指定するものは、次の表の第2欄に掲げるものとし、法別表第4の2の項及び3の項に掲げる平均地盤面からの高さのうちから指定するものは、次の表の第3欄に掲げるものとし、それぞれの区域について生じさせてはならない日影時間として法別表第4（に）欄の各号のうちから指定する号は、次の表の第4欄に掲げる号とする。

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域	全区域			(二)
第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域	全区域		4m	(二)
第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域	全区域		4m	(二)
近隣商業地域又は準工業地域	容積率が10分の20以下の区域		4m	(二)
用途地域の指定のない区域	容積率が10分の20以下の区域のうち、建蔽率が10分の5以下の区域	イ		(二)

	容積率が 10 分の 20 以下の区域のうち、建蔽率が 10 分の 6 の区域	ロ		(二)
--	---	---	--	-----

追加〔昭和 52 年条例 42 号〕、一部改正〔昭和 62 年条例 31 号・平成 7 年 34 号・16 年 27 号・30 年 28 号〕

第 2 節 学校

(教室等の配置)

第 8 条 特別支援学校及び幼稚園の教室（児童又は生徒を収容する室を含む。）は、3 階以下の階に設けなければならない。

一部改正〔昭和 46 年条例 50 号・平成 19 年 5 号〕

(教室等の出入口)

第 9 条 学校（幼保連携型認定こども園を除く。）の教室（児童又は生徒を収容する室を含む。）で、床面積が 40 ㎡を超えるものの出入口は、2 以上設けなければならない。ただし、出入口の有効幅を 1.5 m 以上とした場合には、この限りでない。

2 前項に規定する出入口は、廊下、ロビーの類又は屋外に直接通ずるものでなければならない。

一部改正〔昭和 46 年条例 50 号・平成 25 年 49 号・平成 28 年 22 号〕

第 3 節 劇場等

(敷地と道路との関係)

第 10 条 劇場、映画館、演芸場又は観覧場（屋外観覧場を除く。）の用途に供する建築物（公会堂又は集会場の用途に供する建築物で映画又は演劇の設備を有するものを含む。以下「劇場等」という。）の敷地は、その敷地の外周の 7 分の 1（当該敷地が都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 11 条第 1 項第 2 号に規定する公共空地（以下「公共空地」という。）に避難上有効に接する場合には、この限りでない。）以上が道路に接しなければならない。

2 前項に規定する道路の幅員は、次の表に定めるところによらなければならない。

客席の床面積の合計	道路の幅員
200 ㎡未満	4 m 以上
200 ㎡以上 300 ㎡未満	5 m 以上
300 ㎡以上 500 ㎡未満	6 m 以上
500 ㎡以上	8 m 以上

一部改正〔昭和 46 年条例 50 号・平成 6 年 20 号〕

(前面空地)

第 11 条 劇場等のその用途に供する部分の主要な出口の前面には、道路に有効に接する空地を設けなければならない。

2 前項に規定する空地の奥行は、次の表に定めるところによらなければならない。

客席の床面積の合計	空地の奥行き
200 ㎡未満	耐火建築物又は法第 27 条第 1 項の規定に適合する特殊建築物（法第 2 条第九号の二イの基準に適合するものに限る。）である劇場等（以下「耐火劇場等」という。）
	1 m 以上

	その他の劇場等	2 m以上
200 m ² 以上 300 m ² 未満		1.5m以上
300 m ² 以上 500 m ² 未満		2 m以上
500 m ² 以上		2.5m以上

- 3 耐火劇場等でその用途に供する部分の主要な出口の前面に歩廊、広間又はバルコニーを避難上有効に設けるものに対しては、第1項の規定は、適用しない。

一部改正〔昭和46年条例50号・平成6年20号・27年26号・令和元年23号・6年18号〕

(側面空地)

第12条 劇場等のその用途に供する部分の客席の両側（耐火劇場等にあつては片側）の屋外には、道に通ずる幅2.5m以上の空地を設けなければならない。ただし、当該客席の両側又は片側の屋外に道路又は道路に接する空地がある場合においては、当該道路又は道路に接する空地の側については、この限りでない。

- 2 劇場等のその用途に供する部分の客席の片側の屋外に幅4m以上の空地を設ける場合においては、前項の規定にかかわらず、他の側の屋外には、空地を設けないことができる。

- 3 耐火劇場等でその用途に供する部分の客席の片側に耐火構造の壁又は特定防火設備をもつて当該客席と区画して廊下、バルコニー又はからぼりを避難上有効に設けるものに対しては、第1項の規定は、適用しない。この場合において、当該廊下、バルコニー又はからぼりは、前条第1項の規定による空地又は同条第3項の規定による歩廊、広間若しくはバルコニーに通じなければならない。

一部改正〔昭和46年条例50号・平成6年20号・12年82号〕

(出口)

第13条 劇場等のその用途に供する部分の屋外への出口で客の用に供するものは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 前条第3項の規定による廊下、バルコニー又はからぼりを設ける耐火劇場等にあつては、その用途に供する部分の主要な出口に避難上有効に設けること。
 - 二 前号に規定する耐火劇場等以外の劇場等にあつては、その用途に供する部分の主要な出口及び客席の両側（耐火劇場等及び前条第2項の規定により客席の片側の屋外に空地を設ける劇場等にあつては、空地を設ける側又はただし書の規定による道路の側）に避難上有効に設けること。
 - 三 劇場等のその用途に供する部分の主要な出口の有効幅は、1.4m以上とし、その合計幅は、客席の床面積10 m²につき、15cm（耐火劇場等にあつては、7.5cm）の割合で計算した数値以上のものとする。
 - 四 劇場等のその用途に供する部分の客席の両側（耐火劇場等及び前条第2項の規定により客席の片側の屋外に空地を設ける劇場等にあつては、空地を設ける側又はただし書の規定による道路の側）の出口の有効幅は、1.2m以上とし、その合計幅は、客席の床面積10 m²につき、10cm（耐火劇場等にあつては、5cm）の割合で計算した数値以上のものとする。
 - 五 第二号に規定する劇場等のその用途に供する部分の出口の有効幅の合計は、客席の床面積10 m²につき、30cm（耐火劇場等にあつては、15cm）の割合で計算した数値以上のものとする。
- 2 劇場等のその用途に供する部分の客席からの出口は、前項第二号から第五号までの規定に準じて設けるほか、これを客席内の縦通路及び横通路の端部に配置しなければならない。

一部改正〔昭和46年条例50号・平成6年20号〕

(ロビー及び廊下)

第14条 劇場等のその用途に供する部分の客席の背面にはロビーを、その両側には当該ロビーに通ずる廊下を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する側については、廊下を設けないことができる。

- 一 当該客席の床面積の合計が100㎡未満の当該客席の両側
 - 二 客席の側面が道路、公共空地等に安全上有効に接する側
- 2 前項に規定するロビー及び廊下は、客席と耐火構造の壁又は特定防火設備によつて区画し、その幅は、次の表に定めるところによらなければならない。ただし、耐火構造でない建築物にあつては、準耐火構造とした壁又は法第2条第九号の二に規定する防火設備によつて区画することができる。

客席の床面積の合計	ロビーの幅	廊下の幅
200㎡未満	3m以上	1.5m以上
200㎡以上	4m以上	2m以上

- 3 劇場等で、その用途に供する部分の主階が避難階でないものに、前項の規定による廊下を設ける場合には、当該廊下は、第16条に規定する避難階段又は特別避難階段へ有効に通じなければならない。

全部改正〔平成6年条例20号〕、一部改正〔平成12年条例82号〕

(客席のいす)

第14条の2 劇場等のその用途に供する部分の客席のいすは、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

- 一 いすは、床に固定すること。
- 二 各いすの間隔（いすの背がある場合にあつては前列いすの背面最先端からこれに面する後列いすの背の部分又はその延長部分までの水平最短距離とし、いすの背がない場合にあつては前列いすの最後部から後列いすの最後部までの水平投影距離とする。次条において同じ。）は、90cm以上とすること。

追加〔平成6年条例20号・令和元年23号〕

(客席内の通路)

第14条の3 劇場等のその用途に供する部分の客席内の通路は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 横通路は、縦列のいす席の10席（各いすの間隔が1.05m以上の場合は、15席）以下ごとに設け、その幅員を1m以上とすること。
 - 二 縦通路は、横列のいす席の8席（各いすの間隔が1.05m以上の場合は、12席）以下ごとに両側に設け、その幅員を80cm以上とすること。ただし、横列のいす席の4席（各いすの間隔が1.05m以上の場合は、6席）以下ごとに設ける場合には、片側に幅員60cm以上の縦通路とすることができる。
- 2 客席の最後部には、幅員2m以上（主要客席のある階以外にあつては、幅員1m以上）の横通路を設けること。
- 3 ます席を設ける場合には、各ますの少なくとも1辺に接する幅員50cm以上の通路を設けること。

追加〔平成6年条例20号〕

(直通階段の幅)

第15条 令第121条第1項の規定により設ける劇場等の直通階段の幅の合計は、その用途に供する部分の主階における客席の床面積10㎡につき、15cmの割合で計算した数値以上のものとしなければならない。

一部改正〔昭和46年条例50号〕

(避難階段及び特別避難階段)

第16条 劇場等でその用途に供する部分の主階が避難階にないものには、当該主階から避難階又は地上に通ずる2以上の避難階段又は特別避難階段を設けなければならない。

2 前項の避難階段又は特別避難階段の幅の合計は、当該主階における客席の床面積10㎡につき、7.5cmの割合で計算した数値以上のものとしなければならない。

一部改正〔昭和46年条例50号〕

(映写室)

第17条 劇場等のその用途に供する部分の映写室は、耐火構造とし、その出入口には、外開きで、かつ、自動的に閉鎖する特定防火設備を設けなければならない。

一部改正〔昭和46年条例50号・平成12年82号〕

(制限の緩和)

第17条の2 劇場等のその用途に供する部分のある階のうち、当該階が令第129条第2項に規定する階避難安全性能を有するものであることについて、同条第1項の階避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第13条から第14条の3までに規定する制限を緩和することができる。

2 劇場等のうち、令第129条の2第1項に規定する全館避難安全性能確認建築物については、第13条から第16条までに規定する制限を緩和することができる。

全部改正〔平成12年条例82号〕、一部改正〔平成12年条例86号・28年49号〕

(適用の除外)

第17条の3 この節の規定は、劇場等のその用途に供する建築物のうち、その規模、形態等に応じ知事が別に定める基準によるものについては、適用しない。

追加〔平成6年条例20号〕

第4節 マーケット

一部改正〔平成5年条例9号〕

(マーケットの構造)

第18条 マーケットの用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡以上のものは、その屋内に避難上有効に道に貫通する幅員2.5m以上の通路を設けなければならない。

2 法第2条第九号の二イの基準に適合する建築物又は主要構造部が一時間準耐火基準に適合する準耐火構造である建築物のいずれにも該当しない建築物のうちマーケットの用途に供するものにあつては、その用途に供する部分の上階には、マーケットの管理用の居室以外の居室は、設けてはならない。

一部改正〔昭和46年条例50号・平成5年9号・27年26号・令和6年18号〕

第5節 公衆浴場

(公衆浴場の構造)

第19条 公衆浴場の浴室又はサウナ室（蒸気又は熱気を使用して入浴するための室をいう。次項において同じ。）を2階に設ける建築物は、耐火建築物、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物としなければならない。

- 2 公衆浴場の浴室又はサウナ室を地階に設ける建築物の当該地階の直上階の床は、耐火構造としなければならない。
- 3 公衆浴場の浴室に面する小屋裏の部分は、当該建築物の他の室に面する小屋裏の部分と区画しなければならない。
- 4 公衆浴場の浴室の壁及び当該浴室に面する小屋裏の部分は、防湿方法を講じなければならない。
- 5 公衆浴場のボイラー室（浴室に給湯するために火を使用する室をいう。次項及び第7項において同じ。）の窓及び出入口には、法第2条第九号の二に規定する防火設備を設けなければならない。
- 6 公衆浴場のボイラー室の直上に階を設ける場合の当該ボイラー室の主要構造部は、耐火構造としなければならない。
- 7 公衆浴場のボイラー室の主要構造部が耐火構造でない場合の当該ボイラー室の構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。
 - 一 軒の高さは、3m以上とすること。
 - 二 壁及び屋根裏は、準耐火構造とすること。
 - 三 天井は、設けないこと。

一部改正〔昭和46年条例50号・平成5年9号・12年82号・25年49号・27年26号・30年77号・令和元年23号〕

第6節 ホテル及び旅館

第20条 削除

一部改正〔昭和46年条例50号・平成5年9号・16年27号・27年26号・30年77号〕

（廊下、階段及び踊場の幅）

- 第21条** ホテル又は旅館の用途に供する建築物における宿泊室の床面積の合計が100㎡を超える階の廊下で客の用に供するものの有効幅は、その両側に宿泊室がある場合には1.6m以上と、その他の場合には1.2m以上としなければならない。ただし、3室以下の宿泊室でその床面積の合計が30㎡未満のものに通ずる専用の廊下にあつては、その有効幅は、75cm以上とすることができる。
- 2 ホテル又は旅館の用途に供する建築物における宿泊室の床面積の合計が100㎡を超える階から避難階又は地上に通ずる直通階段にあつては、階段及び踊場の有効幅は、1.2m以上としなければならない。ただし、屋外階段の有効幅は、90cm以上とすることができる。

一部改正〔昭和46年条例50号・平成16年27号〕

第7節 長屋、共同住宅、寄宿舍、下宿及び児童福祉施設等

（出入口と道路との関係）

- 第22条** 長屋、共同住宅、寄宿舍、下宿又は児童福祉施設等（幼保連携型認定こども園を含む。第24条において同じ。）の用途に供する建築物の主な出入口は、道路又は道路に通ずる幅員2m以上の敷地内の通路に直接面して設けなければならない。

一部改正〔昭和46年条例50号・平成6年20号・平成28年22号〕

（木造等の長屋の構造）

- 第23条** 長屋の用途に供する木造建築物等（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。）は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 6戸建て以下とすること。
- 二 2以下の階数とすること。

一部改正〔昭和46年条例50号・平成5年9号・16年27号・27年26号・令和元年23号〕

(共同住宅等の設置制限等)

第24条 共同住宅、寄宿舎、下宿又は児童福祉施設等の用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡以上のものにあつては、その用途に供する部分は、次の各号に掲げる用途に供する部分（法第2条第九号の二イの基準に適合するもの又はその主要構造部が一時間準耐火基準に適合する準耐火構造であるものを除く。）の上階に設けてはならない。

- 一 工場
- 二 法別表第一（イ）欄（一）項又は（四）項

2 共同住宅、寄宿舎、下宿又は児童福祉施設等の用途に供する木造建築物等（耐火建築物、準耐火建築物及び法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物を除く。）は、その用途に供する部分に、道路又は道路若しくは公共空地に通ずる幅員1.5m以上の敷地内の空地に直接面する窓を設けなければならない。

一部改正〔昭和46年条例50号・平成5年9号・16年27号・27年26号・令和元年23号・6年18号〕

第8節 制限の特例

追加〔平成12年条例82号〕、一部改正〔平成13年条例59号〕

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)

第25条 法第86条第1項から第4項まで又は法第86条の2第1項から第3項までの規定により特定行政庁の認定又は許可を受けた1又は2以上の建築物に対する第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項若しくは第2項、第22条又は第24条第2項の規定の適用については、当該認定又は許可の対象区域を当該1又は2以上の建築物の一の敷地とみなす。

追加〔平成12年条例82号〕、一部改正〔平成13年条例59号・17年78号〕

第4章 工作物

一部改正〔昭和46年条例50号〕

(工作物の構造)

第26条 広告塔、装飾塔、高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類する工作物にあつてはその高さが13m以上、広告板にあつてはその高さが8m以上のもの（その主要構造部の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）は、法第2条第九号の二イに掲げる基準に適合するものとしなければならない。

一部改正〔昭和46年条例50号・平成6年20号・12年82号〕

第5章 罰則

一部改正〔昭和46年条例50号〕

第27条 第5条から第24条までの規定（第7条の2、第17条の2及び第17条の3の規定を除く。）

に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書に記載された認定建築材料等の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合（設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。）においては、その建築物、工作物又は建築設備の工事施工者をいう。）は、20万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者に対して同項の刑を科する。

一部改正〔昭和46年条例50号・平成4年22号・6年20号・13年59号・27年26号〕

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

一部改正〔昭和46年条例50号〕

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和46年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地がこの条例の規定に適合せず、又は適合しない部分を有する場合においては、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和46年12月24日三重県条例第50号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年12月23日三重県条例第42号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年10月6日三重県条例第31号）

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（昭和62年法律第66号）の施行の日から施行する。

附 則（平成4年3月27日三重県条例第22号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成4年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成5年3月26日三重県条例第9号）

この条例は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）の施行の日から施行する。

附 則（平成6年3月29日三重県条例第20号）

この条例は、平成6年7月1日から施行する。（後略）

附 則（平成7年7月5日三重県条例第34号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正前の都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、平成8年6月24日（その日前に改正法第1条の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第20条第1項（同法第22条第1項において読み替える場合を含む。）の規定による告示があった日）までの間は、（中略）第2条の規定による改正前の三重県建築基準条例第7条の2の規定（中略）は、なおその効力を有する。

附 則（平成12年10月13日三重県条例第82号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、平成12年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月26日三重県条例第86号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年7月3日三重県条例第59号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年4月23日三重県条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成17年10月21日三重県条例第78号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び第4条の改正規定は、平成18年1月10日から施行する。

附 則（平成19年3月20日三重県条例第5号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日三重県条例第49号）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月27日三重県条例第26号）

- 1 この条例は、平成27年6月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月22日三重県条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 7 月 7 日三重県条例第 49 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 22 日三重県条例第 28 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 10 月 17 日三重県条例第 77 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 10 月 25 日三重県条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 20 日三重県条例第 14 号）

この条例は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 25 日三重県条例第 18 号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。